

安全情報(事業者の行政処分)の公表について

当社は平成 28 年 4 月 12 日及び 4 月 20 日付けに行われた一般貸切旅客自動車運送事業の運営実態監査を受けた際、道路運送法等関係法令に違反する事実が確認され、似って、平成 28 年 11 月 7 日付け東自監第 218 号及び東自監第 218 号の 2 により一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分を受けた為であり、その状況の公表をするものであります。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

- (1) 行政処分等の年月日 平成 28 年 11 月 7 日
- (2) 当該行政処分等に係る営業所の所在地 矢吹営業所 福島県西白河郡矢吹町赤沢
8 5 5
- (3) 行政処分等の内容 輸送施設の使用停止 (50 日) 及び文書警告
- (4) 主な違反の条項 道路運送法 (以下「法」)
第 9 条の 2 第 1 項、法第 16 条第 1 項、法第 27 条第 2 項、法第 29 条の 3
- (5) 違反行為の概要
平成 28 年 4 月 12 日及び 4 月 20 日付けに行われた、監査方針を端緒として監査を実施した結果 6 件の違反が認められた。
 - ① 運賃料金変更事前届出違反 (道路運送法 (以下「運送法」) 第 9 条の 2 第 1 項)
 - ② 事業計画 (営業所) に定める業務の確保違反 (運送法第 16 条 第 1 項)
 - ③ 健康状態の把握義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則 (以下「運輸規則」) 第 21 条 第 5 項)
 - ④ 点呼の記録事項義務違反 (運輸規則第 24 条第 4 項)
 - ⑤ 運行指示書の記載事項義務違反 (運輸規則第 28 条の 2 第 1 項)
 - ⑥ 運輸の安全にかかわる情報の公表義務違反 (運送法第 29 条 第 3 項)

違反点数 (事業者); 5 点

違反点数 (営業所); 5 点